

コンテンツ共有ガイド

2013年3月29日

総務省「遠隔地間における実践的ICT人材育成推進事業に係る調査研究」

産学連携ワーキンググループ

目次

1.	はじめに.....	1
1.1.	本ガイドの背景と目的.....	1
1.2.	本ガイドが想定する対象者.....	1
2.	産学連携のパターン.....	2
2.1.	企業視点による産学連携における3つのパターン.....	2
2.2.	産学連携の各パターンにおける企業と大学の基本的な役割.....	4
3.	「パターン 講義の提供」における留意事項.....	5
3.1.	本連携パターンにおける代表的なプロセス.....	5
3.2.	準備・設計フェーズにおける留意事項.....	7
3.3.	実行フェーズにおける留意事項.....	8
3.4.	共有フェーズにおける留意事項.....	9
4.	「パターン 事例の提供」における留意事項.....	10
4.1.	本連携パターンにおける代表的なプロセス.....	10
4.2.	準備・設計フェーズにおける留意事項.....	12
4.3.	実行フェーズにおける留意事項.....	14
4.4.	共有フェーズにおける留意事項.....	16
5.	「パターン 課題の提供」における留意事項.....	17
5.1.	本連携パターンにおける代表的なプロセス.....	17
5.2.	準備・設計フェーズにおける留意事項.....	19
5.3.	実行フェーズにおける留意事項.....	21
5.4.	共有フェーズにおける留意事項.....	22
6.	著作物の教育目的利用と流通を前提とした著作物の意思表示.....	23
6.1.	著作権のあり方を検討する際の主な論点.....	23
6.2.	著作権の「例外的な無断利用」ができる場合.....	26
6.3.	共有を目的とした改変における留意事項.....	28
6.4.	著作物の流通を前提とした意思表示の方法.....	29
7.	参考資料.....	33
7.1.	収録する文書の説明.....	33
7.2.	文書の利用例.....	34
7.3.	参考資料:産学連携教育に関する協定書.....	35
7.4.	参考資料:著作権管理に関する覚書.....	38
7.5.	参考資料:共有コンテンツ取扱規程.....	39
7.6.	参考資料:誓約書.....	40

1. はじめに

本章では、本ガイドを作成した背景と目的、本ガイドを活用すべき対象者、構成について説明する。

1.1. 本ガイドの背景と目的

わが国においては、経済・産業活動のさまざまな局面において ICT が利用されていることを背景に、社会的課題の解決を担うことのできる高い能力を持つ ICT 人材の不足と人材育成の必要性がますます高まりつつある。わが国が引き続き世界最高水準の ICT 国家であることを維持し、国際競争力の維持・向上を図っていくためには、技術進歩の著しい ICT 分野に関する高度な知識や技能を有する人材の育成が重要である。

このため総務省では「遠隔地間における実践的 ICT 人材育成推進事業」として平成 23 年度までに開発した遠隔教育システムを活用し、産学連携主体が協働して取り組む、より効率的な人材育成を実施できる仕組み（ネットワーク）作りを支援している。この仕組みのひとつとして実践的 ICT 人材育成のための教材等のコンテンツを産学において円滑に共有、共用することができるガイドを作成したものである。

実際、共有可能なコンテンツを作成するためには、利用者（教員等）が提供元（企業等）に係る機密情報（システム構築に関する社内事例等）を削除するとともに、独自の事例を入れ込む等の再構成が不可欠である。そこで、その再構成に関する手順を中心に、コンテンツ提供元である企業等における懸念事項を解決可能なプロセス、および企業が一般的に開示可能なコンテンツの基準について整理する。

1.2. 本ガイドが想定する対象者

本ガイドは、共有コンテンツの作成に関与する方を対象者として想定している。具体的には企業・団体、大学等の教育機関の教員等が対象である。

2. 産学連携のパターン

本章では、実践的 ICT 人材育成における産学連携のパターンについて説明する。

産学連携教育の講座の主な形態としては、企業から派遣される講師による連続授業やオムニバス授業等の講義、企業が実際の現場の情報を整理して提供する事例、問題解決型授業（PBL）等の学生に課題を解決させる演習に分類することができると考えられる。本ガイドでは、産学連携のパターンを企業が果たす役割に着目して、企業が講義を提供するパターン、企業が事例を提供するパターン、企業が課題を提供するパターン、に分けて説明する。

2.1. 企業視点による産学連携における3つのパターン

実践的 ICT 人材教育への企業の関与の方法として、「講義の提供」「事例の提供」「課題の提供」次の3つのパターンが挙げられる。以降では、各パターンについて説明する。

図表 2-1 企業視点による産学連携のパターン

	概要	例	
産学連携パターン	パターン 講義の提供	企業が講師及び教材を提供し、大学教員に代わって講義を実施するケース。	企業経営者による講演や企業から派遣された講師によるプログラミング演習など。
	パターン 事例の提供	企業が大学等の教育機関に対して、自社の関連する実際の事例を教育の題材として提供するケース。	新製品開発の成功要因や経営課題などを学習するためのケース教材を使った講義など。
	パターン 課題の提供	企業が大学等の教育機関に対して、解決してほしいテーマを提供するケース。	消費財メーカーに対する新商品の開発提案をテーマとした問題解決型授業（PBL）など。

「産学連携パターン」は企業の果たす役割による分類

パターン 講義の提供

企業が講師及び教材を提供し、大学教員に代わって講義を実施するケース。企業経営者による講演や企業から派遣された講師によるプログラミング演習などがこのパターンに該当する。

一般には、企業から派遣された教員によるプログラミング手法や情報システム・セキュリティ、ソフトウェアの品質保証などの専門的な講義、あるいは、企業が新入社員向けに提供しているロジカルシンキングなど、社内研修と同じ内容の講義がこのパターンとして行われている。学生にとっては、通常は企業に入社してから学ぶことが多い実践的な内容やスキルを、学生のうちに学習することが可能になる。

パターン 事例の提供

企業が大学等の教育機関に対して、自社に関連する実際の事例を教育の題材として提供するケース。新製品開発の成功要因や経営課題などを学習するためのケース教材を使った講義などがこのパターンに該当する。このパターンでは、企業から提供される事例は、大学教員の聴き取りによってはじめて資料化(教材化)されることを想定している。

例えば、システム化による課題解決の成功事例を育成教材としてコンテンツ化すること等が挙げられる。そのコンテンツが大学の教員により現場における成功事例として紹介されることで、実際のシステム開発のポイントについて学生がより深く理解できる教材を提供できると考えられる。

パターン 課題の提供

企業が大学等で行われる学生による課題解決型事業(PBL)のために課題やテーマを提供するケース。例えば、消費財メーカー新商品の開発をテーマとした問題解決型授業(PBL)などがこのパターンに該当する。¹

このパターンでは、企業は課題やテーマの設定だけでなく、プロジェクトの成果の評価に関与するようなケースも行われている。学生にとっては、実際の経営もしくは事業上の課題やテーマを企業から与えられてチームで取り組み、その成果を企業に対してプレゼンテーションし、フィードバックを受けられるなど、実践的なプラクティスによる豊富な学習機会を得ることができる。

¹ このパターンに類似した産学連携の取り組みとして、企業と大学の学生による共同開発やインターンシップなども一般的に行われている。しかし、本ガイドでは産学連携の目的として「実践的 ICT 人材の育成」を想定しているため、これらの取り組みについては対象外としている。共同開発を目的とした産学連携や採用を目的としたインターンシップによる産学連携については、他のガイド等を参考にされたい。

2.2. 産学連携の各パターンにおける企業と大学の基本的な役割

3つの産学連携パターンでは、企業と大学の基本的な役割（講義の講師、教材作成者）がそれぞれのパターンで異なっている。本節では、各パターンの講師と教材作成者、そして教材の著作権者について説明する。

パターン 1 では、企業が講師及び教材を提供することを想定している。したがって、教材の著作権は企業側に帰属する。

パターン 2 では、大学が企業から提供された事例を教材化し、講義への利用を想定している。したがって、教材の著作権は基本的に大学側に帰属する。ただし、公知情報でない情報を含む場合には、企業の事業上の競争力を阻害することのないよう、情報の取り扱いには十分な注意が必要となる。

パターン 3 では、企業から提供される課題を活用し、大学の教員によって講義が進められる。したがって、パターン 2 と同様に教材の著作権は大学に帰属するが、企業から提供される情報の取り扱いに注意が必要である。

図表 2-2 産学連携の各パターンにおける企業と大学の基本的な役割

		役割		
		講師	教材作成	教材の著作権の帰属
産学連携パターン	パターン 講義の提供	企業	企業	企業
	パターン 事例の提供	大学	大学	大学 (但し企業の情報を含む)
	パターン 課題の提供	大学	大学	大学 (但し企業の情報を含む)

「産学連携パターン」は企業の果たす役割による分類
上記の役割は一般的に行われることの多い、いわば典型例であり、必ずしも全ての産学連携の取り組みがこの通り行われるわけではない。

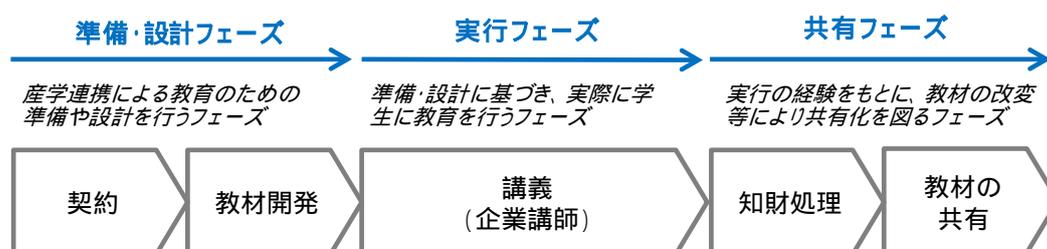
3. 「パターン 講義の提供」における留意事項

本章では、実践的 ICT 人材教育への企業の関与の方法からみた 3 つのパターンのうち、「パターン 講義の提供」における留意事項について説明する。

3.1. 本連携パターンにおける代表的なプロセス

このパターンは、企業が講師及び教材を提供し、大学教員に代わって講義を実施するケースである。この場合、一般に「契約」「教材開発」「講義」といった状況を経て講義が実現される。さらに、この成果を共有する場合には、「知財処理」「教材の共有」といったプロセスが必要だと考えられる。

図表 3-1 「パターン 講義の提供」による標準的なプロセス



(1) 契約

企業から派遣された講師が講義を行う場合には、企業から派遣された社員を大学が講師として受け入れる内容の契約を締結する。ただし、大学外部からゲストスピーカーとして招かれ、1 度だけ講義を行うようなケースでは雇用に関する契約を締結しないことが多い。

いずれのケースでも、産学連携の取り組みの成果物に関する権利関係を事前に合意しておくことが望ましい。

(2) 教材開発

本パターンでは一般的に企業から派遣された講師が、講義に使用する教材を準備することを想定している。

(3) 講義(企業講師)

企業から派遣された講師によって学生に対する講義が行われる。

(4) 知財処理

本パターンの教材は、作成者が企業から派遣された講師であることや、企業側の非公開情報が含まれるなどの理由により、大学間でのコンテンツ共有に適していない。したがって、コンテンツを大学間で共有可能にするためには、教材から企業秘密を排除し、著作権を大学に帰属させるための処理が必要となる。

(5) 教材の共有

知財処理を終えた教材が共有コンテンツとして他に共有され、他に取り組みが展開される。

3.2. 準備・設計フェーズにおける留意事項

本節では準備・設計フェーズにおける留意事項を説明する。準備・設計フェーズでは、本パターンの場合の著作権の帰属先を踏まえたうえで、教材の適切な取り扱いについて事前の合意が必要となる。

3.2.1. 著作権の帰属と著作物の利用

本パターンでは、企業から派遣された教員が教材を作成することから、教材の著作権は基本的に企業に帰属する。

原則に従えば、著作権を有する企業に所属する教員のみが教材を使用した講義を行うことができる。もし、大学教員がこの教材を利用した講義を行う場合には、企業から利用許諾を得ることが必要になる。さらに、教材の改変についても、利用と同様に企業からの許諾が必要である。

このような産学連携をおこなう場合には、当初から大学と企業の間で著作物である教材の利用範囲や条件を協議し、双方で合意しておくことが必要である。著作権の帰属（企業・大学・共同）、著作物の利用者（大学の教員による利用の可否）、利用条件（複製や公衆送信、改変の可否）などを、取り組みの当初から明確にしておくことが望ましい。

3.3. 実行フェーズにおける留意事項

本節では実行フェーズにおける留意事項を説明する。実行フェーズでは、教員による教材の利用方法、受講者に対する資料の配付、企業が提供する情報に関する守秘義務について説明する。

3.3.1. 教員による教材の利用方法

本パターンでは、企業から派遣された教員が教材を作成し、自ら講義を行う。この場合においては、資料の利用方法に特に制限はない。プロジェクタ等を利用してスクリーンに提示するほか、資料を受講者に対して配布することなどが一般的に行われている。

連携拠点校等の遠隔地の副会場で同時中継を行うことも可能である。ただし、インターネットの利用などによる不特定多数向けの配信は、著作権法上の適法な利用を超えてしまう。したがって、通信回線を利用した講義を行う場合には、受講者以外が視聴可能となることのないよう、十分な対策を検討すべきである。

3.3.2. 受講者に対する資料の配付

企業から派遣された教員による受講者への資料配付は可能である。ただし、配布した資料が受講者以外に渡ることのないよう、講義のなかで受講者に直接配布するなどの対応を検討すべきである。

特に資料を電子媒体で配布する場合には、流出した場合の影響が拡大しがちであることから、その管理や受け渡しには技術的な対策を検討すべきである。少なくとも次のような対応が必要だと考える。

- Y 資料の電子媒体はアクセスが制限されたサーバに保存する。
- Y 受講者への配布は、メール等を利用して特定の対象者にのみ渡すような手段を講じる。
- Y 受講者が多く、直接サーバからダウンロードさせる場合には、学内サーバからのアクセスに限定するとともに、利用者 ID やパスワードによって管理・記録する。
- Y 受講者の故意や過失による資料の削除や変更が起きることのないよう、PDF ファイル等の編集不可能なフォーマットで保存する。

3.3.3. 企業が提供する情報に関する守秘義務

企業の教員によって作成される教材のほか、産学連携における一連のプロセスで得られたすべての知的財産は、事前の合意にしたがって適切に取り扱うことが求められる。

3.4. 共有フェーズにおける留意事項

本パターンにおいて、産学連携によって作成されたコンテンツを共有化する方法として、企業から大学に対する著作権の譲渡、あるいは大学によるコンテンツの再作成といった方法が考えられる。

以降では、それぞれの方法について説明する。

3.4.1. 企業から大学に対する著作権の譲渡

企業から派遣された講師によって教材が作成される場合、一般に教材の著作権は企業に帰属する。そこで、教材を共有するための方法として、企業が作成した教材の著作権を大学に譲渡することが考えられる。大学は著作権を譲り受けることで、当該著作物を自由に利用することができる。

著作権の譲渡にあたっては、著作権を譲り受ける範囲を明確に設定しておくことが望ましい。著作権はその内容や範囲を指定して譲渡することが可能であるため、複製権・上映権・公衆送信権等の支分権ごとに譲渡するかどうかや、権利を譲渡する期間や地域についても取り決めることができる。そこで、企業と大学間で著作権譲渡の範囲を協議し、文書上で明確に取り決めておくことが望ましい。

なお、譲渡の対象となるのは著作権であり、著作者人格権を他者に譲渡することはできない。著作者人格権には、まだ公表されていない自分の著作物について、それを公表するかしないかを決定できる権利（公表権）や著作物や題号を自分の意に反して無断で改変されない権利（同一性保持権）などが含まれている。そこで、著作物を利用する際にその利用を制限されることのないよう、権利譲渡の際には「著作権に係る著作者人格権を行使しない」との内容を含めることが望ましい。

3.4.2. 大学によるコンテンツの再作成

教材を共有可能にするための方法として、大学がコンテンツを独自に再作成する方法も考えられる。企業の情報を完全に排除し、フリー素材や公知情報のみを使用したコンテンツを作成することが出来れば、他への共有が自由にできる。

ただし、この場合であっても産学連携の経験を踏まえている限り、何らかの企業の情報を参考にしていると考えるのが妥当であろう。企業に帰属する著作物を引用する場合は当然だが、そうした情報を利用しない場合であっても事前に産学連携先の企業の承諾を得ておくことが望ましい。

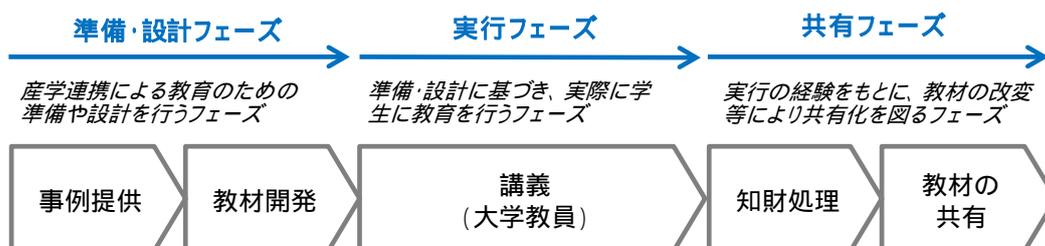
4. 「パターン 事例の提供」における留意事項

本章では、実践的 ICT 人材教育への企業の関与の方法からみた 3 つのパターンのうち、「パターン 事例の提供」における留意事項について説明する。

4.1. 本連携パターンにおける代表的なプロセス

このパターンは、企業が大学等の教育機関に対して、自社に関連する実際の事例を教育の題材として提供するケースである。この場合、一般に「事例提供」「教材開発」「講義」といった状況を経て講義が実現される。さらに、この成果を共有する場合には、「知財処理」「教材の共有」といったプロセスが必要だと考えられる。

図表 4-1 「パターン 事例の提供」における標準的なプロセス



(1) 事例提供

企業が有している成功事例等の取り組みは、実践的 ICT 人材育成に有効な教材として活用できるが、それらは必ずしも他者に伝えることを目的に整理されているわけではない。そこで、大学の教員による企業へのインタビューによって聴き取りを行い、教材化することが考えられる。

この場合、インタビューによって企業から得る情報の取り扱いについて、事前に合意が必要である。

(2) 教材開発

本パターンでは教材の開発は大学の教員が行う。したがって、企業から提供された事例を利用して、大学の教員が指導目的に合う教材を作成する。

(3) 講義(大学教員)

大学の教員によって学生に対する講義が行われる。

(4) 知財処理

本パターンの教材には、企業から提供された事例が含まれている。このため、教材自体の著作権は大学に帰属するものの、他への共有は自由に行うことができない。したがって、コンテンツを大学間で共有可能にするためには、コンテンツから企業秘密を排除するなどの改変が必要となる。

(5) 教材の共有

知財処理を終えた教材が共有コンテンツとして他に共有され、他に取り組みが展開される。

4.2. 準備・設計フェーズにおける留意事項

本節では準備・設計フェーズにおける留意事項を説明する。準備・設計フェーズでは、本パターンの場合の著作権の帰属先を踏まえたうえで、教材の適切な取り扱いについて事前の合意が必要となる。

4.2.1. 著作権の帰属と著作物の利用

本パターンでは、大学の教員が企業から聴き取りによって事例を資料化（教材化）することを想定している。したがって、教材の著作権は基本的に大学に帰属する。

原則に従えば、著作権を有する大学の教員が教材を使用した講義を行うことができる。大学教員による教材を利用した講義が可能であるほか、資料の複製や配布、教材の改変が自由に認められる。

ただし、教材は企業から提供された事例情報を含んでいることから、その利用については企業の意思を尊重しなくてはならない。さらに、企業から提供される事例が公知のものでない場合には、大学に守秘義務が求められることが多い。

このような産学連携をおこなう場合には、当初から大学と企業の間で著作物である教材の利用範囲や条件を協議し、双方で合意しておくことが必要である。著作権の帰属（企業・大学・共同）、著作物の利用者（大学教員による利用の可否、学生への資料配布）、利用条件（複製や公衆送信、改変の可否）などを、取り組みの当初から明確にしておくことが望ましい。さらに、扱う情報の性質によって、機密保持のための取り決め（機密保持契約、学生の誓約書の有無、損害賠償に関する事項）などについても検討することが望ましい。

4.2.2. 機密保持について必要な対応

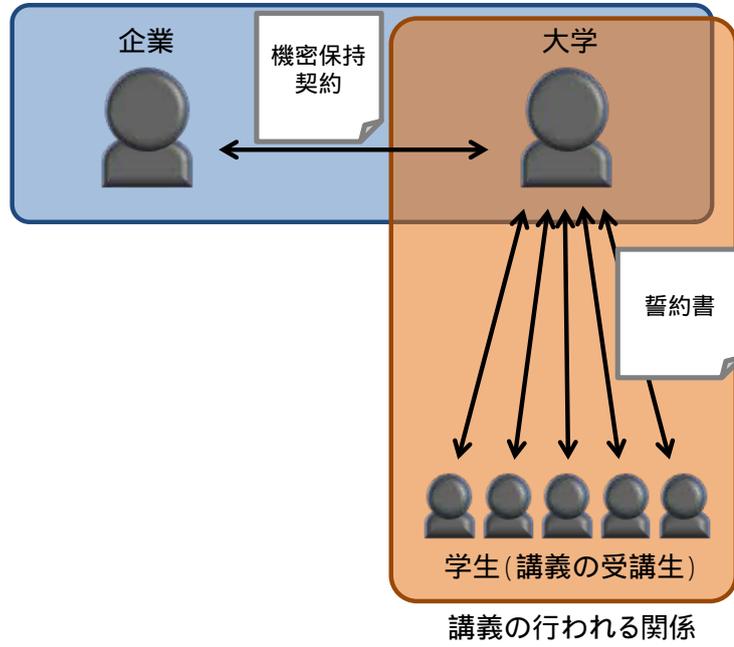
企業から提供される情報の性質によっては、企業と大学間で機密保持に関する契約（機密保持契約：NDA）が締結されるケースも考えられる。守秘義務対象とする情報の範囲やその開示の範囲などの取り決めを行う。また、目的とする教育プログラムの期間終了後には提供された情報を廃棄することも決めておくことが必要である。

一方、学生から情報が漏洩することがないように、何らかの対応が求められることもある。この場合、学生から誓約書の提出を求めるとともに、企業と大学間の機密保持契約に学生からの誓約書提出義務を含めることが一般に行われている。

しかしながら、学生に完全に守秘義務を遵守させること、あるいはその責任を問うことは現実には難しい。したがって、学生に開示する情報については教育の内容に応じて必要最小限とするよう、十分な検討を行うべきだといえる。

図表 4-2 教材開発における機密保持契約と講義における誓約書の関係

教材開発の行われる関係



4.3. 実行フェーズにおける留意事項

本節では実行フェーズにおける留意事項を説明する。実行フェーズでは、教員による教材の利用方法、受講者に対する資料の配付、企業が提供する情報に関する守秘義務について説明する。

4.3.1. 教員による教材の利用方法

本パターンでは、大学の教員が企業から聴き取りによって事例を資料化（教材化）することを想定している。したがって、教材の著作権は基本的に大学に帰属しており、大学教員による講義での利用が認められる。プロジェクト等を利用してスクリーンに提示するほか、資料を受講者に対して配布することなどが一般的に行われている。

連携拠点校等の遠隔地の副会場で同時中継を行うことも可能である。インターネットの利用などによる不特定多数向けの配信についても、著作権法上は問題なく行うことができる。ただし、本パターンの場合には、教材に企業から提供される情報を含むことから、教材の公開については企業から提供される情報の制約を受ける。通常、企業は一般への公開まで想定しているとは考えにくい。したがって、通信回線を利用した講義を行うような場合には、受講者以外が視聴可能となることのないよう、十分に対策を検討すべきである。

4.3.2. 受講者に対する資料の配付

大学教員による受講者への資料配付は可能である。ただし、企業から提供された情報によっては、受講者への資料配付が適切でない場合が考えられる。講義を行う大学教員が資料を配付しようとする際には、教材に含まれる情報の性質を考慮し、事前に企業側に確認することが望ましい。

また、資料を配付できる場合にも、配布した資料が受講者以外に渡ることのないような受け渡し方法にすべきである。特に資料を電子媒体で配布する場合には、流出した場合の影響が拡大しがちであることから、その管理や受け渡しには技術的な対策を検討すべきである。少なくとも次のような対応が必要だと考える。

- Y 資料の電子媒体はアクセスが制限されたサーバに保存する。
- Y 受講者への配布は、メール等を利用して特定の対象者にのみ渡すような手段を講じる。
- Y 受講者が多く、直接サーバからダウンロードさせる場合には、学内サーバからのアクセスに限定するとともに、利用者 ID やパスワードによって管理・記録する。

Y 受講者の故意や過失による資料の削除や変更が起きることのないよう、PDF ファイル等の編集不可能なフォーマットで保存する。

4.3.3. 企業が提供する情報に関する守秘義務

産学連携における一連のプロセスで得られたすべての知的財産は、事前の合意にしたがって適切に取り扱うことが求められる。

企業から提供された情報のうち、守秘義務を必要とするものについては、開示するタイミングでその旨を説明することが重要である。取り組みにあたり、大学が企業と機密保持契約を交わしている場合には、その内容に従い、資料の取り扱いや講義後の処理などを適切に行わなくてはならない。また、受講者に誓約書を提出させている場合には、その誓約書の内容を口頭でも説明し、守秘義務の意識付けを行うことが望ましい。

4.4. 共有フェーズにおける留意事項

本パターンにおいて、産学連携によって作成されたコンテンツを共有化する方法として、企業から大学に対する著作権の譲渡、あるいは大学によるコンテンツの再作成といった方法が考えられる。

以降では、それぞれの方法について説明する。

4.4.1. 企業から大学に対する著作権の譲渡

企業から派遣された講師によって教材が作成される場合、一般に教材の著作権は企業に帰属する。そこで、教材を共有するための方法の一つとして、企業が作成した教材の著作権を大学に譲渡することが考えられる。大学は著作権を譲り受けることで、当該著作物を自由に利用することができる。

著作権の譲渡にあたっては、著作権を譲り受ける範囲を明確に設定しておくことが望ましい。著作権はその内容や範囲を指定して譲渡することが可能であるため、複製権・上映権・公衆送信権等の支分権ごとに譲渡するかどうかや、権利を譲渡する期間や地域についても取り決めることができる。そこで、企業と大学間で著作権譲渡の範囲を協議し、文書上で明確に取り決めておくことが望ましい。

なお、譲渡の対象となるのは著作権であり、著作者人格権を他者に譲渡することはできない。著作者人格権には、まだ公表されていない自分の著作物について、それを公表するかしないかを決定できる権利（公表権）や著作物や題号を自分の意に反して無断で改変されない権利（同一性保持権）などが含まれている。そこで、著作物を利用する際にその利用を制限されることのないよう、権利譲渡の際には「著作権に係る著作者人格権を行使しない」との内容を含めることが望ましい。

4.4.2. 大学によるコンテンツの再作成

教材を共有可能にするための方法として、大学がコンテンツを独自に再作成する方法も考えられる。企業の情報を完全に排除し、フリー素材や公知情報のみを使用したコンテンツを作成することが出来れば、他への共有が自由にできる。

ただし、この場合であっても産学連携の経験を踏まえている限り、何らかの企業の情報を参考にしていると考えるのが妥当であろう。企業に帰属する著作物を引用する場合は当然だが、そうした情報を利用しない場合であっても事前に産学連携先の企業の承諾を得ておくことが望ましい。

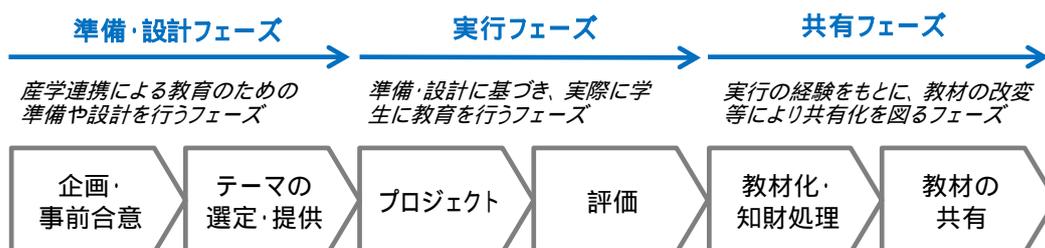
5. 「パターン 課題の提供」における留意事項

本章では、実践的 ICT 人材教育への企業の関与の方法からみた 3 つのパターンのうち、「パターン 課題の提供」における留意事項について説明する。

5.1. 本連携パターンにおける代表的なプロセス

このパターンは、大学等で行われる学生による課題解決型事業（PBL）のために、企業が課題やテーマを提供するケースを想定している。この場合、一般に「企画・事前合意」「テーマの選定・提供」「プロジェクト」「評価」といった状況を経て一連の教育プログラムが行われる。そして、この成果を共有する場合には、「教材化・知財処理」「教材の共有」といったプロセスが必要だと考えられる。

図表 5-1 「パターン 課題の提供」による標準的なプロセス



(1) 企画・事前合意

本パターンは、企業が選定したテーマに対する課題解決を通じて学習する問題解決型授業（PBL）を想定している。したがって、大学と企業はあらかじめそれぞれの役割（特に企業側の役割）やプロジェクトによる成果の帰属などについての合意形成を図る。

実践的 ICT 人材を育成するための産学連携という観点からは、企業は、テーマの選定・提供だけでなく、プロジェクトの成果に対する評価にまで関与することが望ましい。

(2) テーマの選定・提供

企業は自社の経営課題などからテーマを選定し、大学に提案する。大学は指導目的に適うテーマを企業と調整のうえ、採用する。

(3) プロジェクト

学生によるプロジェクトの組成や運営は大学の教員が行う。教員はプロジェクトがより良い成果を創出することを目指し、適切な指導を行う。

(4) 評価

プロジェクトの評価はテーマを提供した企業によって行われることが望ましい。プロジェクトを遂行した学生自身から企業に対してプレゼンテーションを行い、企業は実務家としての観点からその成果を評価する。

(5) 教材化・知財処理

本パターンで共有可能なコンテンツは、シラバスやテーマに関する情報等の配布資料、成果に対する評価ガイド、ティーチングノートなどである。取り組みを通じて得たプロジェクト運営上の課題やその対応を振り返り、資料化することにより、他の大学が同様の取り組みを行う際の参考資料とする。

なお、コンテンツに企業から提供された事例が含まれている場合には、その情報を排除するなどの処理が必要となる。

(6) 教材の共有

知財処理を終えた教材が共有コンテンツとして他に共有され、他に取り組みが展開される。

5.2. 準備・設計フェーズにおける留意事項

本節では準備・設計フェーズにおける留意事項を説明する。準備・設計フェーズでは、大学と企業が担う役割の整理のほか、本パターンの場合に著作権の帰属先を踏まえたいうえで、教材の適切な取り扱いについて事前の合意が必要となる。

5.2.1. 大学と企業が担う役割の整理

本パターンでは、大学と企業は様々な役割分担が考えられる。そこで、本パターンの取り組みを行う場合には、それぞれが果たす役割と期待について、事前に合意しておくことが必要である。

産学連携によるPBLでは、企業がプロジェクトのテーマや課題設定、背景情報を提供し、大学教員のファシリテーションにより学生がプロジェクトを遂行することが一般的に行われている。また、プロジェクトの成果は学生から企業に対するプレゼンテーションにより、企業側の評価を得ることで、実践的な課題解決のプラクティスが可能となる。このほかにも、ICTの技術的な支援を行う企業が体制に加わるケースもみられる。効果的な取り組みを実現するためには、事前にこれらの役割の詳細を合意しておくことが望ましい。

5.2.2. 著作権の帰属と著作物の利用

プロジェクトの進め方に関する資料は大学の教員が作成するため、その著作権は大学に帰属する。したがって、大学の教員が資料を使用した講義を行うことができる。大学教員による教材を利用した講義が可能であるほか、資料の複製や配布、教材の改変が自由に認められる。

本パターンでは基本的に企業の機密に属するような情報を必要としないことが多いが、より企業の現実の課題に近い内容を課題として検討する場合など、背景情報として企業から情報が提供されることがある。また、企業に対して学生がインタビューを行うことなども考えられる。このように、企業から公知でない情報を提供される場合には、情報の取り扱いに留意しなくてはならない。提供される情報によっては、機密保持契約の締結や学生による誓約書を必要とする状況が考えられる。しかしながら、学生に完全に守秘義務を遵守させること、あるいはその責任を問うことは現実には難しい。そこで、学生に開示する情報は検討のための必要最小限となるよう、十分に留意すべきだといえる。

5.2.3. プロジェクトの成果についての取り決め

プロジェクトの内容によっては、学生による成果に対する権利についても事前の調整と合意が必要である。

成果に対する権利の帰属として、学生、大学、企業のいずれかあるいは共同といった方法が考えられる。例えば、学生が提案する解決策を、学生の取り組みではなく授業の成果として考える場合は、著作権は大学に帰属するという見方ができる。このように学生に著作権を帰属させない場合は、予め学生から承諾を得なくてはならない。本ケースの取り組みによる成果が期待される場合には、事前に成果物の権利関係について合意形成を図ることが望ましい。

5.3. 実行フェーズにおける留意事項

本節では実行フェーズにおける留意事項を説明する。実行フェーズでは、教員による教材の利用方法、受講者に対する資料の配付、企業が提供する情報に関する守秘義務について説明する。

5.3.1. 教員による教材の利用方法

本パターンでは教材（プロジェクトの進め方等）を大学の教員が作成することを想定している。したがって、教材の著作権は基本的に大学に帰属しており、大学教員による講義での利用が認められる。プロジェクト等を利用してスクリーンに提示するほか、資料を受講者に対して配布することなどが一般的に行われている。

連携拠点校等の遠隔地の副会場で同時中継を行うことも可能である。インターネットの利用などによる不特定多数向けの配信についても、著作権法上は問題なく行うことができる。ただし、教材に企業から提供される情報を含むような場合については、受講者以外が視聴可能となることのないよう、十分に対策を検討すべきである。

5.3.2. 受講者に対する資料の配付

大学教員による受講者への資料配付は可能である。ただし、教材に企業から提供される情報を含むような場合については、受講者への資料配付が適切でない場合が考えられる。講義を行う大学教員が資料を配付しようとする際には、教材に含まれる情報の性質を考慮し、事前に企業側に確認することが望ましい。

また、資料を配付できる場合にも、配布した資料が受講者以外に渡ることのないような受け渡し方法にすべきである。特に資料を電子媒体で配布する場合には、流出した場合の影響が拡大しがちであることから、その管理や受け渡しには技術的な対策を検討すべきである。少なくとも次のような対応が必要だと考える。

- Y 資料の電子媒体はアクセスが制限されたサーバに保存する。
- Y 受講者への配布は、メール等を利用して特定の対象者にのみ渡すような手段を講じる。
- Y 受講者が多く、直接サーバからダウンロードさせる場合には、学内サーバからのアクセスに限定するとともに、利用者 ID やパスワードによって管理・記録する。
- Y 受講者の故意や過失による資料の削除や変更が起きることのないよう、PDF ファイル等の編集不可能なフォーマットで保存する。

5.3.3. 企業が提供する情報に関する守秘義務

産学連携における一連のプロセスで得られたすべての知的財産は、事前の合意にしたがって適切に取り扱うことが求められる。

企業から守秘義務を必要とする情報を提供される場合については、開示するタイミングでその旨を説明することが重要である。取り組みにあたり、大学が企業と機密保持契約を交わしている場合には、その内容に従い、資料の取り扱いや講義後の処理などを適切に行わなくてはならない。また、受講者に誓約書を提出させている場合には、その誓約書の内容を口頭でも説明し、守秘義務の意識付けを行うことが望ましい。

5.4. 共有フェーズにおける留意事項

本パターンの取り組みは、企業が大学の教育プログラムに深く関与することで成立するものであるため、他の大学等でただちに同じような成果を上げることは考えにくい。しかし、取り組みを通じて得たプロジェクト運営上の課題やその対応を振り返り、資料化することにより、他の大学が同様の取り組みを行う際の参考資料とすることができる。

そこで、本パターンでは、シラバスやテーマに関する情報等の配布資料、成果に対する評価ガイド、ティーチングノートなどを共有コンテンツとして教材化する。取り組みに必要な資料は基本的に大学側が作成しているため、コンテンツを共有することは容易である。

ただし、コンテンツに企業から提供された事例が含まれている場合には、その情報を排除するなどの処理を行う。

6. 著作物の教育目的利用と流通を前提とした著作物の意思表示

これまでに多くの企業と大学の取り組みにより産学連携が行われ、その成果として、様々な教育コンテンツが作成されてきた。これらのコンテンツを大学間で共有、活用することで、より効果的な人材育成に繋がることが期待されている。

現下、コンテンツの共有を妨げている要因として、コンテンツの著作権が作成者の企業側に帰属していることが挙げられる。また、コンテンツを作成した企業のセキュリティの問題から、大学間の共有に際して制約を設けられることが考えられる。

そこで本ガイドでは、産学連携の成果をどのようにして共有可能な状態にすればよいかの例を、3つの代表的な産学連携パターンごとに紹介した。さらに本章では、教育機関における著作権の扱いの基本とともに、教材の共有化にあたって検討すべきポイントを説明する。一般に著作権に関する判断基準は明確でないことが多く、教材が著作権法上の「著作物」といえるか、著作権法で認められる正当な「引用」か、等の判断は容易ではない。したがって、本ガイドで説明しているとおり、関係者（ほとんどは企業と大学）間で、できる限り事前に取り決めておくことが望ましい。

6.1. 著作権のあり方を検討する際の主な論点

最初に大学間でコンテンツを共有する際に考慮すべき著作権上の要件を説明する。

大学間でコンテンツを共有する場合には、あらかじめ誰がどのような利用ができるかを明確にしておくことが必要である。これらは、コンテンツの性質や利用を想定している講義の形態に応じて決定する。一般に大学の講義で利用する場合には、次のような利用方法の是非を検討する。²

- ① プロジェクタ等により講義資料を投影すること
- ② 遠隔地のキャンパスに対して投影すること
- ③ 受講者に対する講義資料の配付
- ④ 講義資料を配布する場合の媒体・方法（紙媒体を対面で配布、またはファイルサーバによる電子媒体での配布）

² 著作権の概要や利用については、文化庁が公表している「著作権テキスト」に詳しい。同文書は毎年度改版されており、現時点では「著作権テキスト 平成 25 年度版」が最新となっている。(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/index.html)

(1) 教員による利用

大学の教員が著作物をコピーし、講義のために使用する行為は著作権法上の例外とされ、著作権者に対する許可なく行うことができる。

なお、「主会場」だけでなく、遠隔地の「副会場」に対して資料を提示し、講義を行うことも例外規定で認められている。

図表 6-1 著作物の扱いにおける確認すべきポイント（提示に関すること）

権利		共有化における留意事項
上演権・演奏権	無断で公衆に上演・演奏されない権利	① 著作物が映像や音声の場合に、講義等で学生に対して再生すること。
上映権	無断で公衆に上映されない権利	① 著作物がテキストや図表を使った資料の場合に、プロジェクタ等の機器を用いてスクリーンやディスプレイに投影すること。
公衆送信権	無断で公衆に送信されない権利	① 「主会場」での(教育目的の)授業を遠隔地の連携校等の「副会場」で同時中継すること。(公衆送信権の例外規定として認められている) ② ただし、無断で不特定多数に対して同時中継することは教育目的でも許可されていないため、別途調整が必要。 ③ 履修者によって教材・講義資料を電子媒体でサーバから入手可能とする場合には著作権者と調整が必要。
公の伝達権	無断で受信機による公の伝達をされない権利	① 著作物をテレビ等の受信装置を使って公衆に送信すること。
口述権	無断で公衆に口述されない権利	① 授業の中で教員が企業からの聴き取り内容などを説明すること。

(2) 教員による複製

教員が講義資料として著作物を複製することは、教材としての利用の基本的な要件であり、教育機関における複製権の例外規定によって認められている。したがって、大学の教員は著作権者に許諾を得ることなく、学習のための教材として資料を複写し、学生に対して配布することができる。

図表 6-2 著作物の扱いにおける確認すべきポイント（複製に関すること）

権利		共有化における留意事項
複製権	無断で複製されない権利	① 教育利用のために教員や学習者が教材を複製すること。(複製権の例外規定として認められている)

(3) 学生への配布

講義のために、受講者に紙媒体で資料を配付することは問題なく行うことができるが、電子媒体で配布しようとする場合には注意が必要である。資料を電子媒体で配布する場合には、事前に著作権者と配布方法や資料の管理方法について承諾を得ることが必要である。

インターネットに公開したウェブサーバなどによって資料を公開することは、公衆送信にあたり、著作権者の許諾を必要とする。そこで、教員から受講者に対してメールで配布するなど、資料を受講者に限定して配布するための手段を講じる必要がある。また、配布にあたっては PDF ファイルフォーマットを利用するなどの対応が望ましい。さらに、学生により許可なく資料がコピーされ、流通することのないよう、誓約書その他の手段等を検討することも必要である。

図表 6-3 著作物の扱いにおける確認すべきポイント（提供に関すること）

権利		共有化における留意事項
譲渡権	無断で公衆に譲渡されない権利	<ul style="list-style-type: none"> z 教材・講義資料の複製を教育目的で教員や学習者に譲渡すること。（教育目的での教員による複製は著作権法上の例外規定として認められている） z ただし、他の大学教員等の第三者に対する提供の可否は著作権者との調整が必要となる。

(4) 二次的著作物の創作・利用

多様なコンテンツを作成し、流通させるためには二次著作物の作成を認めるべきであるが、元の作成者を離れて流用される場合には、許諾の対象者や目的による範囲の制限などを設ける必要がある。

図表 6-4 著作物の扱いにおける確認すべきポイント（改変に関すること）

権利		共有化における留意事項
二次的著作物の創作権	無断で二次的著作物を「創作」されない権利	z 著作物(原作)に加工を加えること。
二次的著作物の利用権	無断で二次的著作物を「利用」されない権利	z 著作物(原作)に加工を加えた二次的著作物の利用の範囲や方法。 (複製権/上映権/公衆送信権/二次的著作物の創作権の許諾内容に準ずる)

6.2. 著作権の「例外的な無断利用」ができる場合

著作権法には、一定の例外的な場合に権利者の了解を得ずに著作物等を無断で利用できる「例外規定」が定められている。例えば、教員による教材のコピーは、「例外的に無断でコピーできる場合」に該当し、著作権者の承諾を必要とせずに行うことができる。また、この場合には、公衆への譲渡（学生への配布）も当然の行為として前提と考えられるため、譲渡についても例外的に無断で行うことができる。

本ガイドでは、教育利用におけるコンテンツ共有に関連する、「引用」「教育機関でのコピー」「教育機関での公衆送信」について説明する。

(1) 「引用」(著作権法 第 32 条第 1 項)

他人の主張や資料等を「引用」することは一般的に多くの図書や報道等で行われているが、これも著作権法上の例外である。著作権法による適法な引用とは次の条件を満たす場合のことをいう。

既に公表されている著作物であること
「公正な慣行」に合致すること
報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
引用を行う「必然性」があること
「出所の明示」が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

(2) 「教育機関」でのコピー（複製）(著作権法 第 35 条第 1 項)

学校・公民館などで教員等や授業を受ける者（学習者）が教材作成などを行うためにコピーする場合の例外である。インターネットを通じて得た著作物をダウンロードしたり、プリントアウト・コピーして教員等が教材作成を行ったり、学習者が教材としてコピーしたものを他の学習者に配布して使うような場合にも、この例外は適用される。次の条件を満たす場合に例外が適用される。

営利を目的としない教育機関であること
授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること
（指示にしたがって作業してくれる人に頼むことは可能）
授業の中でそのコピーを使用すること
必要な限度内の部数であること
既に公表されている著作物であること

その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを複製する場合等は対象外）
慣行があるときは「出所の明示」が必要

(3) 「教育機関」での公衆送信(著作権法 第 35 条第 2 項)

学校・公民館などで、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継（公衆送信）されている場合に、主会場で用いられている教材を、副会場（公衆）向けに送信する場合の例外である。次の条件を満たす場合に例外が適用される。

営利を目的としない教育機関であること

「主会場」と「副会場」がある授業形態であること（「放送大学」など、主会場がなく遠隔地への送信のみによって行われる授業は対象外）

その教育機関で「授業を受ける者」のみへの送信であること（「放送大学」など、登録された学生でなくても「誰でも視聴できる」ような場合は対象外）

生で中継される授業を受信地点で「同時」に受ける者への送信であること（「放送大学」など、「いったん録画された授業」を後日送信している場合は対象外）

主会場での教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること

既に公表されている著作物であること

その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものを送信すること、授業終了後も、その授業を受けていた学習者が利用できるような形で、著作物をホームページ等に掲載すること等は対象外）

慣行があるときは「出所の明示」が必要

6.3. 共有を目的とした改変における留意事項

本ガイドでは、産学連携の 3 つの代表的なパターンにおいて、教材を共有可能とするための方法について説明した。教材を第三者に共有可能とするためには、企業の著作権に抵触しない形で、大学の教員が独自にコンテンツを改変あるいは再作成することが有効である。

以降では、教員が企業側の著作権に抵触しない形で、独自に育成コンテンツを改変する場合の主なポイントを説明する。

6.3.1. コンテンツに含まれる第三者の著作物の処理

共有対象のコンテンツに第三者の著作物が含まれる場合には、著作権者からの許諾なく他に共有することはできない。例えば、産学連携の相手となる企業が提供する図や画像、または当該企業を紹介した雑誌記事などの情報がこの例として挙げられる。

このような場合には、著作権者からの「利用許諾」の取得や著作権法上に定める条件下での「引用」、あるいは著作物を「削除」し、他に差し替えるなどの方法が必要である。

6.3.2. コンテンツに含まれる非公開情報の処理

共有対象のコンテンツに企業の非公開情報が含まれる場合には、当該企業からの承諾なく他に共有することはできない。企業からの聴き取りによって得られた情報によって作成されたケース教材などがこの例として挙げられる。また、産学連携の相手先である企業にとっての顧客企業名についても非公開情報となる場合がある。

これらの場合には、企業からの「承諾」の取得、もしくは情報の「削除」が必要である。これらの対応により、産学連携の目的のひとつでもある“リアリティ”が失われるものの、他への共有をおこなう場合には非公開情報を削除し、公知情報や場合によっては架空の情報への差し替えの判断をすべきだといえる。

6.4. 著作物の流通を前提とした意思表示の方法

ある著作物を第三者が利用するためには、一般に、著作物の権利者（著作権者）から著作物を利用に関する許諾（利用許諾）を得る方法がある。この場合、利用許諾の内容として、資料の複製に関する権利や、他者に対して資料を掲示する権利など、利用や著作物の運用方法について仔細に渡る取り決めが求められる。

さらに、産学連携のための教材として共有を行う場合には、著作物である教材の第三者による改変を可能とすることが望まれる。人材教育においては、学生のバックグラウンドや教育目的などは様々であり、状況に応じて教員が教材の内容を改変しなければ効果的な教育が実施できないと考えられる。

このように、産学連携によって作成されたコンテンツを他の大学等に共有するためには、企業から許諾を得るだけでなく、第三者が可能とする権利の取り決めなど、煩雑な手続きが基本的に必要になる。しかし、著作権者が自らの著作物を自由に他者に利用させたいと考える場合には、あらかじめその意思表示を行うことにより、これらの煩雑な手続きを避けることができる。

コンテンツの著作権者が予め第三者によるコンテンツの利用等の方針について意思表示をする方法として、以降では「自由利用マーク」や「クリエイティブ・コモンズ」について、それぞれの概要と利用方法を紹介する。

6.4.1. 「自由利用マーク」の利用

「自由利用マーク」とは、著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークであり、文化庁が普及に努めている。

文化庁では、3つのタイプの「自由利用マーク」（下記参照）をつくとともに、それらの意思やマークの付け方、マークを付けたり、マークのついたものを使ったりするときの注意事項を記した「マークを付けるときの注意」「マークのある著作物を利用するときの注意」を策定している。

「自由利用マーク」では次の3つが定められている。

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク



「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク。「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をすることができる。ただし、変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは認められない。

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク



障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク。変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども認められる。

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク



学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク。変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども認められる。

本ガイドでは他の大学(第三者)の利用を可能とするため、「プリントアウト・コピー・無料配布」及び「学校教育のための非営利目的利用」OKマークによる組合せの利用を推奨する。³

図表 6-5 教育機関のコンテンツ共有を行う場合に推奨される「自由利用マーク」



³ 「自由利用マーク」の詳細については文化庁のHPを参照されたい。また、利用にあたっては最新の情報を確認すること。
(www.bunka.go.jp/chosakuken/riyoumark.html)

6.4.2. クリエイティブ・コモンズの活用

コンテンツの権利関係をあらかじめ明示し、自由に流通させることを想定している場合には、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを利用する方法が有効である。

(1) クリエイティブ・コモンズの目的とその内容

クリエイティブ・コモンズとは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを提供することで、コンテンツの適正な共有・再利用を促進している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。その目的は、情報共有における知的財産法や著作権法の障害を回避することにある。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによって、作者にとっては、第三者によるコンテンツの自由な再配布や改変を許可することの意思表示を行うことができる。また、作者はコンテンツの再利用の範囲を設定することも可能である。

(2) 大学におけるクリエイティブ・コモンズの活用例

日本の大学においても、すでにクリエイティブ・コモンズを利用したオープンコースウェア（OCW）という取り組みが進められている。

オープンコースウェアの取り組みでは、大学の授業関係教材を全てインターネット上で無償公開されている。これらは非営利の教育目的の下での第三者による教材の使用、コピー、再配布、改変等が自由に認められ、他の教育機関等がそれぞれの教育ニーズに適合した形で再編集を行なうことができる。

慶應義塾大学、東京工業大学、京都大学など一部の大学で既にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを貼付した講義コンテンツが公開されている。

図表 6-6 慶應義塾大学及び東京工業大学のオープンコースウェア

The figure shows two screenshots of university Open Courseware (OCW) websites. The left screenshot is for Keio University (慶應義塾大学) and the right is for Tokyo Institute of Technology (東京工業大学).

Keio University OCW (Left): The page features a header with the university logo and 'KEIO OPENCOURSEWARE'. Below the header, there are sections for '慶應義塾オープンコースウェア (OCW) について' (About Keio OCW) and 'コース一覧' (Course List). The 'コース一覧' section lists various courses, including '経済学部' (Faculty of Economics) and '理工学部' (Faculty of Science and Engineering).

Tokyo Tech OCW (Right): The page features a header with 'TOKYO TECH OCW' and '国立大学法人 東京工業大学'. Below the header, there are statistics: '1329 講義ノート公開中' (1329 lecture notes published) and '46 動画・音声公開中' (46 videos and audio published). The page also includes a search bar and a table of course categories.

学部	工学部	生命理工学部	全学科目
理学部	34 講義ノート公開中	541 講義ノート公開中	19 講義ノート公開中
工学部	189 講義ノート公開中	4 講義ノート公開中	253 講義ノート公開中
生命理工学部	90 講義ノート公開中	107 講義ノート公開中	39 講義ノート公開中
全学科目	35 講義ノート公開中	46 講義ノート公開中	

(3) クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類と活用例

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスでは、コンテンツの利用（再配布や二次利用等）のための条件として 4 種類が定められている。これらの条件を組み合わせることができる基本的なクリエイティブ・コモンズ・ライセンスは 6 種類であり、権利者は自分の望むコンテンツの流通のあり方によって、適切な組み合わせを選択する。

図表 6-7 クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの種類

	表示 (Attribution, BY)	作品を複製、頒布、展示、実演を行うにあたり、著作権者の表示を要求する。
	非営利 (Noncommercial, NC)	作品を複製、頒布、展示、実演を行うにあたり、非営利目的での利用に限定する。
	改変禁止 (No Derivative Works, ND)	作品を複製、頒布、展示、実演を行うにあたり、いかなる改変も禁止する。
	継承 (Share Alike, SA)	クリエイティブ・コモンズのライセンスが付与された作品を改変・変形・加工してできた作品についても、元になった作品のライセンスを継承させた上で頒布を認める。

本ガイドでは他の大学（第三者）の利用を可能とするため、次の 3 つの組合せのうちいずれかの利用を推奨する。⁴

表示 + 非営利 (by-nc)



原作者のクレジット(氏名、作品タイトルと URL)を表示し、かつ非営利目的であれば、改変したり再配布したりすることができる。

表示 + 非営利 + 継承 (by-nc-sa)



原作者のクレジット(氏名、作品タイトルと URL)を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせの CC ライセンスで公開することを守れば、改変したり再配布したりすることができる

表示—非営利—改変禁止(by-nc-nd)



原作者のクレジット(氏名、作品タイトルと URL)を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを守れば、作品を自由に再配布できる

⁴ クリエイティブ・コモンズの詳細については、特定非営利活動法人 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン の HP を参照されたい。また、利用にあたっては最新の情報を確認すること。(http://creativecommons.jp/licenses/)

7. 参考資料

本章では、コンテンツ共有を行う際の手続きに必要な文書の様式をひな型として収録する。産学連携による実践的 ICT 人材教育、あるいは教材作成時等に参考にされたい。

7.1. 収録する文書の説明

本ガイドで収録している文書とその概要を次に示す。

(1) 産学連携教育に関する協定書

「産学連携教育に関する協定書」は、産学連携教育を行う際の大学と企業間における基本合意のための文書である。目的、協力事項、実施体制、知財の取扱い、秘密保持、経費、期間、協議事項などを合意するために利用される。

(2) 著作権管理に関する覚書

「著作権管理に関する覚書」は、産学連携教育のプログラムを開始するにあたって、資料や成果物に対する著作権の管理を大学と企業間で取り決めるための文書である。大学と企業のいずれか一方、もしくは両者が共同で作成したコンテンツのそれぞれについての基本的な権利関係を合意するために利用される。

(3) 共有コンテンツ取扱規程

「共有コンテンツ取扱規程」は、産学連携教育で提供される育成コンテンツを第三者と共有するために、大学と企業間で取り交わす文書である。利用者、提供形態、利用範囲、複製、管理方法などを合意するために利用される。

(4) 誓約書

「誓約書」は、産学連携教育を受ける学生から企業の秘密情報が漏洩することを防ぐために、学生が負う責任を明確にするための文書である。情報の取り扱いや本誓約書に違反した場合の処置などを明らかにするとともに、学生に対して課せられる守秘義務を意識付けるために利用される。

7.2. 文書の利用例

文書利用の参考として、本ガイドで想定する 3 つの産学連携パターンで想定する典型的なケースにおいて、利用を推奨する文書を示す。取り組みを進めるにあたって参考にされたい。

しかしながら、産学連携や教材の共有を行う場合に必要となる契約あるいは合意文書などは状況によって異なり、取り組みに応じて必要な文書を一律に定めることは適切ではない。産学連携や教材の共有に取り組む大学や企業は、状況と必要に応じて必要な契約や合意を検討すべきといえる。

図表 7-1 産学連携のパターンと利用を推奨する文書の対応

	産学連携教育に関する協定書	育成コンテンツの運用・著作権管理に関する覚書	共有コンテンツ取扱規定	誓約書
パターン 講義の提供	○	○	○	○
パターン 事例の提供	○		○	○
パターン 課題の提供	○			

○: 当該雛型を利用する必要がある : 場合によって当該雛型を利用する必要がある

7.3. 参考資料: 産学連携教育に関する協定書

産学連携教育に関する協定書

〇〇〇大学(以下「甲」とする。)と株式会社〇〇〇(以下「乙」とする。)は、甲の実施する「〇〇〇プログラム」を有効なものとするため、次の通りの協定を締結する。

補足:

本文書は、大学と企業が当事者として共同の取り組みを行うにあたり、目的・協力事項・実施体制・知財の取扱い・秘密保持・経費・期間・協議事項を定めている。

(目的)

第1条 甲及び乙は、相互に密接に協力し、〇〇〇プログラムによる実践的なICT人材育成を円滑に運営することを目的として、本協定を取り交わす。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、本定に定める本上に定める事項(以下、「連携・協力事項」とする)について、連携・協力するものとする。

- (1) 教材の開発
- (2) 講義・演習計画(シラバス)の作成
- (3) 講義・演習の実施

2 前項各号の実施に当たり、実施方法及び内容等について、全体の教育体系に基づき甲乙間で個別に協議し、双方合意の上で行うものとする。実施の条件、役割分担等についても、必要に応じて別途取り決めるものとする。

(実施体制)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、相互に連携・協力事項に関する窓口あるいは推進委員会等を設置し、協議・情報交換を行いながら、プログラムの円滑な運営を実施する。

(知的財産権の取扱い)

第4条 本協定に基づく連携協力により生じた成果及び知的財産権の取扱いについては、甲及び乙が協議して別途、「育成コンテンツの運用・著作権管理に関する覚書」「共有コンテンツ取扱規定」にて定める。

補足:

著作権管理とコンテンツ管理の両方について、何らかの取り決めを行うことが望ましい。本ガイドに収録する文書では、この両方について別文書として取り交わす例を示す。

(秘密保持)

- 第5条 甲及び乙は連携・協力事項の実施に当たり知り得たすべての情報(公知となったものは除く。以下「秘密情報」とする)を第1条に規定する目的以外に使用してはならない。ただし、相手方の事前の文書により承諾がある場合はこの限りではない。
- 2 秘密情報とはそれぞれの当事者が秘密情報として指定した情報であり、次のいずれかに該当するものについては適用しない。
- (1) 開示を受け又は知得した際、既に公知であった情報、又は既に自己が所有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した後に、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報、又は正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (3) 公的機関に報告する法的義務がある者及び公的機関により開示を命じられた情報
 - (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 3 本協定の終了後といえども、甲及び乙は秘密情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者へ漏洩又は開示してはならない。
- 4 乙が求める場合、甲は本連携・協力事項に関わる学生に対して情報を漏洩又は開示することがないように、「誓約書」の提出を指示しなければならない。
- 5 甲及び乙のいずれかが本協定に違反したときは、それにより損害を被った当事者は、その被害の賠償を請求することができる。

補足:

企業の秘密情報を学生が扱う場合に、学生に守秘義務を課すことを検討することが必要になる。ただし、実際に誓約書などで守秘義務を課すことはできても、万一の際の責任を学生に追及することは現実的には難しい。したがって、学生が扱う秘密情報は教育目的を達成するために必要最小限の範囲にすることが望ましい。

(協定の有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間はその締結日から1年間とする。なお、本協定の終了日の30日以前に各当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(経費)

第7条 連携・協力事項の実施に係る経費については、甲及び乙が応分の負担をするものとする。

2 甲が負担する費用の内訳、金額等については、甲及び乙が協議の上別途定めるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で協議して処理するものとする。

この契約書は、協定の成立を証明するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇
〇〇〇大学
〇〇〇〇〇〇

乙

〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇〇
株式会社 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

7.4. 参考資料: 著作権管理に関する覚書

育成コンテンツの運用・著作権管理に関する覚書

〇〇〇大学「〇〇〇プログラム」により生じた育成コンテンツの取扱いについて以下の通り定める。

1. 育成コンテンツの著作権管理・権限設定は、コンテンツの作成者に応じて下記の通りとする。
 - (1) 企業教員が作成した育成コンテンツ
 - ① 著作権は、育成コンテンツを作成した企業教員あるいはその企業教員が所属する企業が所有する。
 - ② 育成コンテンツの利用、複製、改変は教員の属する企業教員が所有する
 - ③ 育成コンテンツを利用した講義は基本的には当該企業の教員が行う。ただし、当該企業による許諾があれば、当該コンテンツを利用した大学教員による講義も可能とする。
 - (2) 大学及び企業が共同で作成した育成コンテンツ
 - ① 著作権は、企業と大学教員の共有とする。
 - ② 育成コンテンツの利用・複製・改変は企業あるいは大学で協議して決める。
 - ③ 育成コンテンツを利用した講義は、当該企業教員と大学教員の両者が可能とする。
 - (3) 大学が独自に作成した育成コンテンツ
 - ① 著作権は、育成コンテンツを作成した大学教員あるいはその教員が所属する大学が所有する。
 - ② 育成コンテンツの利用、複製、改変のルールは大学教員又は大学に確認の上これに従う。
 - ③ 育成コンテンツを利用した講義は基本的には大学教員が行う。ただし、大学教員又は大学が利用を許諾する場合、第三者が利用して講義を行うことも可能である。
 - ④

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇大学 〇〇〇〇〇〇

株式会社 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

7.5. 参考資料: 共有コンテンツ取扱規程

共有コンテンツ取扱規定

〇〇〇大学 〇〇〇学部
〇〇〇専攻

「〇〇〇プログラム」で提供される教材・企業事例・ティーチングガイド等の育成コンテンツは、下記にしたがって共有されるものとする。

記

1. 利用者

共有コンテンツにアクセスできる利用者は以下の通りである。

- (1) 〇〇〇プログラムの科目を担当する教員
- (2) 〇〇〇プログラムの科目を担当する企業講師
- (3) 〇〇〇プログラムの科目を履修する学生
- (4) コンテンツの権利者から利用許諾等を得ている教員、学生

2. 提供形態

サーバに格納された育成コンテンツは PDF ファイルで提供されるものとする。

3. 利用範囲

- (1) 育成コンテンツを閲覧、ダウンロード、印刷、複製できる。
- (2) 許可なく育成コンテンツを改変、公開、再配布、流用してはならない。
- (3) 利用者に非該当となった場合は、許可なく改変、公開、再配布、流用することは禁ずる。廃棄する場合は責任廃棄する。

4. 複製について

- (1) 個人所有の PC や USB 等の外部記憶媒体へのダウンロード・保存は禁止する。ダウンロードは大学から認められた学内 PC 等の端末から行うものとする。
- (2) 大学から認められた端末以外の端末・媒体への複製は禁止する。

5. 管理方法

- (1) 育成コンテンツへのアクセスはユーザ ID・パスワードによって制御する。なお、パスワードは年度毎に変更するものとする。
- (2) 〇〇プログラムの科目を履修する学生には誓約書を提出させるものとする。

7.6. 参考資料: 誓約書

誓約書

〇〇〇大学〇〇〇学部

学部長 〇〇〇〇〇〇殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学籍番号: 〇〇〇〇〇〇

所属: 〇〇〇〇〇〇専攻

氏名: 〇〇〇〇〇〇 ⑩

私は、「〇〇〇プログラム」の科目を履修するに当たり、下記に記載されている事項を確認し、合意の上、遵守することを誓約します。

記

1. 許可を得ることなく育成コンテンツを改変、公開、再配布、流用しません。
2. 定められた方法以外での育成コンテンツの複製はいたしません。
3. 関係のない第三者にユーザ ID・パスワードの情報を漏洩しません。
4. 〇〇プログラムの履修終了後、また、XX 大学在籍期間終了後も履修中・在籍中と同様に許可なく育成コンテンツを改変、公開、再配布、流用はいたしません。
5. 本誓約書に違反したと認められる場合には、大学側の処置に従います。

以上